

一般社団法人 保育教諭養成課程研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人保育教諭養成課程研究会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、すべての乳幼児に質の高い教育を提供するとの理念の下、会員相互が保育教諭（幼稚園教諭を含む）の養成に関する調査・研究を行い、また広く幼児教育の充実、発展に向けて調査研究をすすめ、互いに啓発しあうことを通して、教員養成の質の向上と諸課題の解決に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 保育教諭（幼稚園教諭を含む）養成制度及び教育内容の調査・研究
2. 保育教諭（幼稚園教諭を含む）養成に関する各種研修会等の開催
3. 保育教諭（幼稚園教諭を含む）養成に関する研究成果の普及並びに研究紀要の刊行
4. その他この法人の目的を達成するために必要な事業及びこの法人の目的に関連する事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 会員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
2. 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した活動を支援しようとする個人及び企業等

3. 名誉会員 この法人に対して功績のあった者等のうち、理事長の推薦により総会で承認された者
- 2 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第7条 この法人の会員（名誉会員を除く）になろうとする者は、理事会で定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（経費等の負担）

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、総会で定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

- 2 既納の入会金及び会費は、返還しない。
- 3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

（任意退会）

第9条 会員は、理事会で定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会における決議によって、当該会員を除名することができる。

1. この定款その他この法人の定めに違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

（資格喪失）

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 第8条の支払義務を2年分以上履行しなかったとき。
2. 死亡したとき、失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき。
3. 破産手続が開始されたとき。
4. 総正会員が同意したとき。

（会員名簿）

第12条 この法人は、会員の氏名又は名称、及び住所又は事務所を記載した会員名簿を作成する。

(総会)

第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時総会は必要に応じて開催する。

(構成員)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. 基本財産の処分の承認
8. 借入の承認
9. その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 総会の招集通知は、会日より1週間前までに、会員に対して発する。
- 3 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該総会において正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第19条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をも

って行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 1. 会員の除名
 2. 理事及び監事の解任
 3. 定款の変更
 4. 解散及び残余財産の処分
 5. その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を法人に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議事録には、理事長及び議長並びに当該総会において選出された正会員2名が記名押印の上、これを10年間主たる事務所に保存する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

1. 理事 5名以上
2. 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって、選任する。
2 理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(役員の要件)

第24条 各理事について、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特殊の関係にある理事の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
2 各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款並びに理事会で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事には、総会で定める報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(顧問及び参与)

第30条 この法人に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、次の職務を行う。

1. 理事長の相談に応ずること。

2. 理事会からの諮問に応ずること。

4 顧問及び参与は、無報酬とする。

5 顧問及び参与の任期は、委嘱した理事長の任期と同一とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

1. この法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 理事長の選定及び解任
4. その他この定款で定められた事項

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事のうちあらかじめ理事長が指名した順序によって理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該理事会において理事の中から議長を選出する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事及び監事が署名捺印又は記名押印の上、これを10年間主たる事務所に保存する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出しなければならない。また、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
 2. 事業報告の附属明細書
 3. 貸借対照表
 4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
 5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 6. 財産目録
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
1. 監査報告
 2. 会計監査報告
 3. 理事及び監事の名簿
 4. 理事及び監事の報酬等の支給の有無を記載した書類
 5. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人のいずれかに贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第44条 この法人に、事務局を置く。事務局長は、理事会の承認を受けて、理事長が任免する。他の事務局職員の任免は、理事長が行う。

2 事務局の組織、運営及び内部管理等に必要な規則は、理事会の承認を受けて、理事長が定める。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第45条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時社員)

第46条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

(準拠)

第47条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。